

令和5年度第2回高山市土産品振興奨励制度実施要領

1. 事業名称 高山市土産品振興奨励制度
2. 実施主体 高山市
3. 担当部課 商工労働部 商工振興課
TEL：0577-35-3144 FAX：0577-35-3167
4. 目的 市内等で製造される土産品で、新たに創作された本市にふさわしい品を表彰すること及び、市が推奨する品を公表することにより、土産品の発掘及び地場産業の育成等を図り、商工観光事業の振興と発展に寄与することを目的に実施します。
5. 定義 この制度における土産品とは、工芸品、民芸品、食料品、その他のものをいいます。
6. 応募作品の範囲

| 新 作 土 産 品 | 推 奨 土 産 品 |
|---|-------------------------------|
| 未発表、又は令和5年1月1日以降に発表されたもの | — |
| 市内で販売又は販売が見込まれるもの | 市内で販売されているもの |
| 飛騨高山にふさわしく郷土色豊かなもの | |
| 品質がすぐれているもの | |
| 小売価格又は小売予定価格が適正であるもの | 小売価格が適正であるもの |
| — | 表示と内容が一致しているもの |
| 土産品として一定の期間、一定の量を生産し販売することが可能なもの | 土産品として一定の期間、一定の量を生産し販売しているもの |
| — | パッケージが省資源・地球環境に配慮し、デザインに優れたもの |
| 食料品の場合は、土産品として適当な期間（1週間程度）保存することが可能なもの、食品表示法に定める基準に合格しているもの | |
| 将来、飛騨高山の土産品として定着することが期待されるもの | — |

* 推奨土産品については制度上、1企業（業者）何品目でも推奨できますが、申請者は商品と企業のイメージアップにつながる代表的な土産品に限って申請ください。

7. 申請資格者

(1) 土産品の製造業者の方

市内に営業本社を有し、且つ、土産品の製造工場又は製造工程の一部若しくは全部を製造委託している工場を飛騨地域内（高山市、飛騨市及び白川村の地域をいう。）に有している者であること。

(2) 土産品の製造業者以外の方

市内に在住、勤務又は通学している者であること。

8. 申請締め切り及び申請先

下記の申請書類に**現品**を添えて期日までに申請してください。

(1) 受付期間

書類・・・令和6年1月9日（火）まで

現品・・・令和6年1月9日（火）まで

（保存期間の短い食品については、審査日の午前11時まで）

(2) 申請先

高山市役所 2階 商工振興課

(3) 申請書類

| 区分 | 申請用紙 | 添付書類 |
|---------------|--------------------------------|---|
| 新作土産品 | ・新作土産品審査申請書 ・推奨土産品審査（継続）申請書 | ・食品については、商品パッケージ及び裏表示のコピー（申請後、高山市が一括して飛騨保健所へ持込み、表示等について、適合確認を受けます。） |
| 推奨土産品 （新規） | ・推奨土産品審査（継続）申請書 | ・食品については、商品パッケージ及び裏表示のコピー（申請後、高山市が一括して飛騨保健所へ持込み、表示等について、適合確認を受けます。） |
| 推奨土産品 （継続） | ・推奨土産品審査（継続）申請書 | ・食品については、食品表示法に定める基準への適合状況についての報告書（様式「食品表示法に定める基準への適合状況について」） |

○食品の持込について

新作土産品及び推奨土産品（新規のみ）については審査日に試食が必要となりますのでご承知おき願います（申請後、別途通知させていただきます）。

なお、保存期間の短い食品については、2月5日（月）の審査日の午前11時まで現品を商工振興課へ持込んでいただき、調理が必要な場合は、審査日当日に申請者が調理ください。

○新作土産品の審査について

より売れる商品づくり、優れた商品づくりをすすめるため、審査時に出品土産品1点につき、**2分以内のプレゼンテーションを実施していただきます。審査当日には必ずご出席いただきますようお願いいたします。**

プレゼンテーションの要領他、審査日程についての詳細は、後日、出品者に通知します。

なお、新作土産品に応募していただく土産品は、**推奨土産品としても審査させていただきますので、必ず高山市新作土産品審査申請書及び、高山市推奨土産品審査（継続）申請書の両方を申請してください。**

○高山市推奨土産品登録の継続について

令和3年4月1日付けで推奨土産品として登録を受けている商品は、令和6年3月末をもって登録期間満了となるため、継続して推奨を受ける場合は継続の申請が必要となります。

9. 審 査

- (1) 期 日 令和6年2月5日（月）午後1時30分～
- (2) 会 場 高山市役所 地下1階 大会議室
- (3) 審査委員 知識経験者及び関係諸団体の中から市長が委嘱します。
- (4) 新作土産品の表彰

応募された作品の中から、高山市土産品審査委員会が定める審査基準に基づき、優秀な作品に対し、次の賞を授与します。

- ◆最優秀賞 1点程度 賞状 報奨金 100,000円（1点につき）
- ◆優 秀 賞 3点程度 賞状 報奨金 30,000円（1点につき）
- ◆奨 励 賞 5点程度 賞状 報奨金 10,000円（1点につき）

(5) 土産品の推奨

応募された作品の中から、高山市土産品審査委員会が定める審査基準に基づき、合格したものを推奨土産品として登録及び公表し、高山市推奨土産品登録証を交付します。

10. 新作土産品の表彰及び推奨土産品の公表

2月下旬に表彰式を開催し、公表の予定

11. 申請土産品の出品作品の保管

出品作品は、原則として高山市が保管し返還はしません。

問合せ先

高山市商工労働部 商工振興課

TEL 0577-35-3144 FAX 0577-35-3167

E-mail shoukou@city.takayama.lg.jp